

第21回名取市農業委員会総会議事録

1. 日時 令和8年1月29日(木)
開会 午後2時00分
閉会 午後3時35分
2. 場所 名取市役所 6階第1会議室
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第3号 非農地判断に対する意見について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について
4. 報告事項
報告事項
(1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地法第4条の規定による届出について
(3) 農地法第4条の規定による届出の取下げについて
(4) 農地賃貸借権解約について
(5) 農地使用貸借権解約について
5. 出席委員(29人)
会長 15番 引地 長一
農業委員 2番 入間川 康弘 3番 松浦 朋子 4番 大友 政基
 5番 遠藤 勝典 6番 昆布谷 功治 7番 佐伯 美和
 8番 渡邊 正明 9番 阿部 芳昭 10番 相澤 喜美
 11番 松浦 岩男 12番 入間川 昭一 13番 佐藤 勝浩
 14番 大内 繁徳
欠席委員 1番 板橋 英昭
推進委員 1番 大内 伸一 2番 山路 康則 3番 菅野 弘一
 4番 齋 重昭 5番 長田 満 6番 渡邊 定信
 7番 墨繪 広之 8番 引地 恒裕 9番 武田 由美子
 10番 浅井 照久 11番 松浦 正博 12番 松浦 崇
 13番 西山 剛 14番 相澤 早苗 15番 川村 吉則
6. 事務局出席職員
事務局長 仙石 明光 事務局長補佐 渡邊 広美 主査 伊藤 政文
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第21回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時00分、ただいまから名取市農業委員会第21回総会を開催いたします。
本日の総会は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員15名、計29名出席です。
よって名取市農業委員会会議規則第8条の規定に基づき、総会は成立していることを報告いたします。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長となる。

【議事の内容】

○ 会長（引地長一）

◎議事録署名委員の指名

議長において、次の2名を議事録署名委員に指名をした。

10番 相澤 喜美 委員 2番 入間川 康弘 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。入間川昭一代表委員、説明をお願いします。

○ 4班代表委員（入間川昭一委員）

第4班代表委員の入間川昭一です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和8年1月29日提出。

番号1、大字・字・地番、本郷字町田116番1、117番1、118番1、地目は登記現況ともに全て畑、登記面積は772㎡、390㎡、792㎡、計1,954㎡。転用目的は駐車場。譲渡人・譲受人の住所・氏名に関しましては議案資料の通り。

開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要については売買、価格は㎡あたり9,468円、総額18,500,000円。営業用車両及び従業員用自家用車駐車

場、約25台です。

位置図・公図につきましては、議案書の2ページ、審査内容及び土地利用計画については、担任委員会資料の1ページ及び2ページをご覧ください。

1月27日の担任委員会で現地調査を行い、代理人より実情を聴取いたしました。

1番、申請地は、本郷集会所から340mほど南、市道本郷堀内線沿い、志賀沢川の北に位置し、農業振興地域の農用地区域外の第2種農地となります。

譲受人は、市内で旅客自動車運送業を営んでおり、今回、事業規模拡大を図るため、現在の営業所から近い場所にあり、適地であったことから、今回、申請に至ったものです。

申請地は、西側水田より1.5mほど高い状況にあります。盛土は行わず、営業用車両置き場と従業員自家用車置き場を転圧し、志賀沢川の北側一部を除き、砕石敷きとし、農業用排水路からの取水排水はありません。

雨水は、敷地中央部に集水、自然浸透とし汚水は発生しないものです。

なお、周辺農地へ被害が発生した場合は、適切に対処するとしております。

また、法面の草刈りを年3回程度の実施と営業用車両等からの油や周辺農地への土砂の流出には注意するようお願いしました。

議案第1号につきましては、申請内容に問題はないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の長田満委員に意見等について、お話ししていただきたいと思っております。

○ 農地利用最適化推進委員（長田満推進委員）

議案第1号について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました

1番は、駐車場への転用であり盛土は行わず、転圧及び一部を除き砕石敷きとします。雨水は、自然浸透とし、汚水は発生しないとのことです。農業用排水路からの取水排水はありません。なお、法面の草刈り、車両からの油や法面からの土砂の流出には、十分に注意するようお願いしました。

議案第1号については、申請内容に問題がないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま議案第1号について両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について質問はありませんか。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

従業員用駐車場は砂利敷を行わず、そのままの状況としていますが、雨の場合など出入口においては元々の土が道路へ引き込むようになります。道路清掃や手前でローラを付けて泥を下すなど対策について注意はされたのか。

○ 4班代表委員（入間川昭一委員）

この土地は現在畑で、大豆を収穫後の綺麗な状況であります。砂地で水捌けが良い状況であると確認したことから、これ以上の事は聴き取りしていませんでした。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

表面が土のままでは固まっていますが、車が出入りの際に必ず土砂を運ぶことにな

るので、許可書を交付の際でいいので、常に市道には土砂を運ばないように注意するよう指導方をお願いしたいと思います。

○ 4班代表委員（入間川昭一委員）

タクシー営業車両の状況ですが、朝出勤の自家用車を止めたら退社するまで営業車に乗り続けになり車庫には戻らないものです。出勤、退社だけの駐車場という事です。何れは休憩所、洗車場なども設置する可能性はありますが、今回は予算等の関係もありこの内容で申請するという事です。現在、本社が相互台にあり、営業所は本郷に2～3台のスペースであります。名取では流しが出来ないようで駅や空港で待機して客を取るようです。

今回は、出勤・退社のみ利用内容であり、営業車両用の駐車場所は砂利敷にするということで、そこまでの確認はしていませんでしたが、今後このような案件があった場合には留意したいと思います。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

私は従業員用の車について申し上げました。自家用車の出入りで道路を汚すので砂利敷きにするとか道路を常に清掃するなどの指導をお願いしたいという事です。

○ 議長（引地長一会長）

交付の際に事務局から付け加えて頂くよう宜しいでしょうか。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

了解しました。

○ 議長（引地長一会長）

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決に移りたいと思います。議案第1号について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第1号は原案の通り決定といたします。

《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（引地長一会長）

議案第2号に入る前に、議案と関連がありますので、昆布谷功治委員、菅野弘一推進委員、松浦正博推進委員は退席をお願いします。

[昆布谷功治委員退席]

[菅野弘一推進委員退席]

[松浦正博推進委員退席]

○ 議長（引地長一会長）

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について議題といたします。入間川昭一代表委員説明をお願いいたします。

○ 4班代表委員（入間川昭一委員）

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和8年1月29日提出。

番号、大字・字・地番、地目、登記面積、権利種別、譲渡人・譲受人の住所氏名、譲受人の経営面積、世帯員・労力人、備考の横並び順に説明いたします。

議案第2号につきましては、1月27日の担任委員会で申請書類並びに航空写真等で確認を行いました。

1番、大字・字・地番、愛島塩手字拾石174番1、地目、登記現況とも田、登記面積、2,477㎡、権利種別、賃貸借、貸付人借受人の住所氏名は議案書のとおりです。借受人の経営面積は400a、世帯員・労力人は4人、4人、備考、賃借権設定、令和8年4月1日より10年間、10aあたり玄米60kg、利用権終了の継続です。

2番、大字・字・地番、愛島塩手字拾石174番2、地目、登記現況とも田、登記面積、1,792㎡、権利種別、賃貸借、貸付人借受人の住所氏名は議案書のとおりです。借受人の経営面積は400a、世帯員・労力人は4人、4人、備考、賃借権設定、令和8年4月1日より10年間、10aあたり玄米60kg、利用権終了の継続です。

3番、大字・字・地番、下余田字草倉田97番、98番、99番、104番、105番、地目は5筆とも登記現況田、登記面積523㎡、262㎡、262㎡、513㎡、513㎡、計2,073㎡、権利種別、賃貸借、貸付人借受人の住所氏名は議案書のとおりです。借受人の経営面積は688a、世帯員・労力人は8人、5人、備考、賃借権設定、令和8年2月1日より5年間、10aあたり玄米45kg、利用権終了の継続です。

4番、大字・字・地番、増田字大畔487番、飯野坂字上大畔94番、95番1、地目は3筆とも登記現況田、登記面積、2,999㎡、2,985㎡、2,258㎡、計8,242㎡、権利種別、賃貸借、貸付人借受人の住所氏名は議案書のとおりです。借受人の経営面積は361a、世帯員・労力人は4人、4人、備考、賃借権設定、令和8年2月1日より3年間、10aあたり玄米60kg、利用権終了の継続です。

5番、大字・字・地番、植松字宿前221番1、地目、登記現況田、登記面積、1,494㎡、権利種別、賃貸借、貸付人借受人の住所氏名は議案書のとおりです。借受人の経営面積は509a、世帯員・労力人は4人、3人、備考、賃借権設定、令

和8年4月1日より10年間、10aあたり10,000円、利用権終了の継続です。

6番、大字・字・地番、本郷字東六軒144番、145番、146番、147番、地目は4筆とも登記現況田、登記面積、1,021㎡、1,021㎡、1,021㎡、1,021㎡計4,084㎡、権利種別、賃貸借、貸付人借受人の住所氏名は議案書のとおりです。借受人の経営面積は1,475a、世帯員・労力人は8人、5人、備考、賃借権設定、令和8年4月1日より5年間、10aあたり玄米30kgです。

7番、大字・字・地番、杉ヶ袋字前沖488番5、489番1、地目は2筆とも登記現況田、登記面積、8,281㎡、1,650㎡、計9,931㎡、権利種別、賃貸借、貸付人借受人の住所氏名は議案書のとおりです。借受人の経営面積は4,643a、世帯員・労力人は7人、7人、備考、賃借権設定、許可決定後より10年間、10aあたり玄米30kg、利用権終了の継続です。

8番、大字・字・地番、愛島笠島字本岩3番1、4番1、愛島笠島字鳥井崎97番1、98番1、愛島塩手字東田162番、地目は5筆とも登記現況田、登記面積、628㎡、1,009㎡、689㎡、681㎡、1,970㎡計4,977㎡、権利種別、賃貸借、貸付人借受人の住所氏名は議案書のとおりです。借受人の経営面積は7,500a、世帯員・労力人は10人、10人、備考、賃借権設定、令和8年4月1日より10年間、10aあたり玄米30kg、ほ場整備地は玄米45kgです。

9番、大字・字・地番、愛島笠島字学市47番、地目は登記現況田、登記面積、1,900㎡、権利種別、賃貸借、貸付人借受人の住所氏名は議案書のとおりです。借受人の経営面積は7,500a、世帯員・労力人は10人、10人、備考、賃借権設定、令和8年2月1日より10年間、10aあたり玄米30kgです。

10番、大字・字・地番、愛島北目字切通前297番、298番1、312番2、313番1、愛島北目字大名159番1、159番2、地目は6筆とも登記現況田、登記面積、5,209㎡、3,236㎡、3,724㎡、488㎡、2,388㎡、2,824㎡、計17,869㎡、権利種別、賃貸借、貸付人借受人の住所氏名は議案書のとおりです。借受人の経営面積は7,500a、世帯員・労力人は10人、10人、備考、賃借権設定、令和8年4月1日より10年間、10aあたり玄米45kg、利用権終了の継続です。

11番、大字・字・地番、愛島北目字南田213番1、地目は登記現況田、登記面積、2,960㎡、権利種別、賃貸借、貸付人借受人の住所氏名は議案書のとおりです。借受人の経営面積は7,500a、世帯員・労力人は10人、10人、備考、賃借権設定、令和8年4月1日より10年間、10aあたり玄米45kg、利用権終了の継続です。

12番、大字・字・地番、愛島北目字南田213番2、地目は登記現況田、登記面積、2,839㎡、権利種別、賃貸借、貸付人借受人の住所氏名は議案書のとおりです。借受人の経営面積は7,500a、世帯員・労力人は10人、10人、備考、賃借権設定、令和8年4月1日より10年間、10aあたり玄米45kg、利用権終了の継続です。

13番、大字・字・地番、堀内字梅89番、地目は登記現況田、登記面積、478

m²、権利種別、売買、譲渡人譲受人の住所氏名は議案書のとおりです。譲受人の経営面積は72a、世帯員・労力人は5人、3人、備考、売買10aあたり300,000円、総額143,400円です。

議案第2号につきましては、1月27日の担任委員会で申請書類並びに航空写真等で確認を行いました。

1番から5番は、令和7年12月31日及び同年3月31日で、利用権設定等促進事業の期間満了するものを引き続き貸借するため、新たに農地法第3条にて賃貸借契約を新規で行うものであります。

6番は、貸付人の経営規模縮小に伴い新たに農地法第3条にて賃貸借契約を新規で行うものであります。

7番は、令和7年12月31日で、利用権設定等促進事業の期間満了するものを引き続き貸借するため、新たに農地法第3条にて賃貸借契約を新規で行うものであります。

8番は、貸付人の離農に伴い新たに農地法第3条にて賃貸借契約を新規で行うものであります。

9番は、貸付人の変更に伴い新たに農地法第3条にて賃貸借契約を新規で行うものであります。

10番から12番は、令和8年3月31日で、利用権設定等促進事業の期間満了するものを引き続き貸借するため、新たに農地法第3条にて賃貸借契約を新規で行うものであります。

13番は、経営規模縮小並びに経営規模拡大を図るための売買であります。

議案第2号について、担任委員会資料の3ページの農地法第3条の判断基準を満たしており、いずれも適切に管理されていることから、許可について、問題はないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の長田満委員に意見等について、お話ししていただきたいと思っております。

○ 農地利用最適化推進委員（長田満推進委員）

議案第2号について、担任委員会で申請書類並びに航空写真等で確認を行いました。

1番から5番は、利用権設定等促進事業の期間満了に伴い、引き続き賃貸借を新たに農地法第3条にて契約を結ぶものです。

6番は、新たに農地法第3条にて賃貸借契約を新規で行うものです。

7番は、利用権設定等促進事業の期間満了に伴い、引き続き賃貸借を新たに農地法第3条にて契約を結ぶものです。

8番及び9番は、新たに農地法第3条にて賃貸借契約を新規で行うものです。

10番から12番は、利用権設定等促進事業の期間満了に伴い、引き続き賃貸借を新たに農地法第3条にて契約を結ぶものです。

13番は、経営規模拡大による売買です。いずれも適切に管理されており、今後と同様と考えられます。

議案第2号の許可について、問題はないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただいま両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について、質問はありませんか。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

事務局にお願いなのですが、利用権設定等の期間満了に伴う継続として、農地法第3条による賃借権設定の同様の案件が多くなっていますので、説明については利用権終了の継続案件は省き、新規案件のものだけにするなど簡素化して、何とか説明者に負担の無いようにご検討願いたい。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。今までは利用権設定等がありましたが、なくなっていますので、これが3条に切り替わっている状況です。売買などの案件は読み上げて頂き、継続案件は資料により承認をもらうなど私も考えてはいるところです。事務局からこの件についてお願いします。

○ 事務局（仙石事務局長）

第3条許可ということで審議は必要と考えます。そのやり方ですが、委員皆様が宜しければ、代表地番だけ読みあげ利用権の終了により第3条の手続きでの継続です、要約文での読み上げなど、どの様に説明するか諮って頂ければ、早速次回の総会から進めさせていただきたいと思えます。

○ 議長（引地長一会長）

それでは最初に、議案第2号について代表委員、推進委員から説明を頂いたので審議を進めたいと思えます。ほかに質問はありませんか。

○ 14番委員（大内繁徳委員）

先ほど説明がありましたが、7番賃借権設定の案件ですが、ここだけ許可決定後より10年間となっています。開始日が入らなくとも良いのでしょうか。

○ 事務局（伊藤主査）

こちらは申請された内容に基づき掲載しております。他の案件は利用権設定終了日が3月31日迄であり、期間が重複しないよう4月1日からとしているところですが、この案件の利用権設定終了日は今年の12月31日までとなっていることから、その後の開始日に重複しないため4月1日に拘らずに許可日からとしたものと推察されます。

○ 14番委員（大内繁徳委員）

それでは、開始日は任せると解釈してかまわないのですね。

○ 事務局（伊藤主査）

その通りです。本来であれば、利用権設定期日は今年の12月31日迄でしたので、継続するのであれば12月総会に諮り、開始日は1月1日からとしたい案件です。なお、他の案件でも12月末で終了したものについて総会許可後の2月1日から開始としている案件も見受けられ、いずれにしても今後の作付けに影響は無いと思われ、申請者の意向を以て設定しているところです。

- 議長（引地長一会長）
委員宜しいでしょうか。
- 14番委員（大内繁徳委員）
はい、分かりました。
- 議長（引地長一会長）
ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（引地長一会長）
「なし」との声がありましたので採決に移りたいと思います。議案第2号について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

- 議長（引地長一会長）
挙手全員でありますので、議案第2号は原案の通り決定といたします。
ここで議案第2号案件は終了となります。昆布谷功治委員、菅野弘一推進委員、松浦正博推進委員の着席をお願いします。

〔昆布谷功治委員入室〕

〔菅野弘一推進委員入室〕

〔松浦正博推進委員入室〕

それでは、続きまして先ほど要望がありました議案説明の方法についてどの様にするか、事務局からの説明をお願いします。

- 事務局（仙石事務局長）
前回から利用権設定の終了に伴い第3条申請が増え、委員の議案説明の読み上げが大変との意見を頂きました。過去の意見では第3条でも全て読み上げる必要があるとの話も伺っているところです。そこで私の方から2点ほど提案ですが、一つは代表地番のみを読み上げ、終了するパターン。もう一つは、例えば今回の案件を例にすると1番から5番までは利用権終了に伴い新たに3条で申請がありました、記載のとおりですと、省略した形で説明する、以上提案させていただきます。そのあたり委員皆様の承諾を頂ければ、次回からそのようにしたいと思いますので宜しく願います。
- 議長（引地長一会長）
只今事務局から説明がございました。この件について委員皆様からご意見いただきたいと思います。何かございませんか。
- 14番委員（大内繁徳委員）
以前お話したと思いますが、継続のものを纏めることは出来ないのですか。ここ

までは利用権設定の終了による継続。ここからは新規のもの、その後売買など。

○ 事務局（伊藤主査）

利用権設定の継続を主にまとめた場合、継続で新規のある貸付人がいた場合分散しないように、貸付人、借受人が連続するようにしていること、利用権設定からの更新が分かるように備考欄に利用権設定終了継続とわかりやすいように表示しました。さらにページレイアウトを考慮しているものです。

○ 議長（引地長一会長）

その他ございませんか。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

代理が申し上げた通り、利用権設定終了案件は纏めてもらった方が良いと思います。新規の分は新規で審議するので、内容でページが分散すると審議する我々はしづらくなりますので、何とか纏めて頂ければと思います。

○ 事務局（伊藤主査）

委員の審議しやすい形に検討したいと思います。よろしくお願いします。

○ 事務局（仙石事務局長）

議案については事務局で検討いたします。説明につきまして、1番目は番号だけを呼んで利用権更新の継続ですと最大限に省略化する。2番目は、1番代表地番何々だけと最低限を読み上げて終わりにするか、最後に利用権終了とするなど。省略するのであればどちらかと考えていますが、皆様に判断をお願いいたします。

○ 12番委員（入間川昭一委員）

私は2番の案が良いと思います。例えば仮に5ページの10番、6筆ありますが最初の297番の筆だけ横並びに全てを読み上げ、外なん筆で目を通していただき、次11番に移ることにすれば良いのではと考えます。

○ 議長（引地長一会長）

1番であれば1筆だけなので1筆読み上げ、次の番号に移り、複数筆の番号の場合は、最初の筆だけ読み上げるということですね。

○ 10番委員（相澤喜美委員）

先ほど局長の2番目の提案のあった、代表地番のみを言ってもらう内容が良いのではと思います。例えば、3ページの番号1であれば、地番までを、番号2に移り地番まで、番号3は5筆ありますが、そのうちの代表地番及び以下4筆だけ読み上げてもらい利用権終了継続として纏めて説明すれば良いと思います。

○ 議長（引地長一会長）

はい、分かりました。

○ 事務局（仙石事務局長）

最大限の省略は、例えば1番から4番まで利用権終了継続です。と説明するやり方です。

○ 議長（引地長一会長）

それでは、最大限省略するものを1番、代表地番のみの読み上げとする方を2番として決を採りたいと思いますが。

○ 13番委員（佐藤勝浩委員）

総会で諮る件数とその都度違ってきます。前々回でしたか、60何件の時などもあり、例えば15件未満や20件迄であれば全部読むとか、次回総会は大ぶん説明委員が私の番になるので、最大限省略したほうは楽です、ただ、総会の権威と言いますか、それを加味すると理由もないのに省略するのは如何かと、件数で境目を付ける方法もあるのかなと思います、皆さんどう思われますか。

○ 9番委員（阿部芳昭委員）

問題点は2つあります、先ず書類の並べ方、もう一つは読み方、読み方も2とおりありますよね。何かごちゃごちゃになっているようなので、それを区分して決めて頂きたい。

○ 議長（引地長一会長）

只今色々ご意見が出ましたが、事務局纏めて頂けますか。

○ 事務局（仙石事務局長）

色々ご意見いただきましたが、いったんこちらで整理をさせて頂ければと思います。次回総会時に皆さんにお知らせできるか、若しくは会長、会長代理と協議をさせて頂き方向性を出すようにしますので、ここはいったん保留とさせて頂ければと思います。

○ 議長（引地長一会長）

事務局から説明がありましたとおり協議し、次回に結果をお知らせすることにしたと思いますのでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

それでは次に、議案第3号に入る前に、議案に関連する私が退席いたしますので、大内会長職務代理に議長をお願いします。

〔引地長一会長退席〕

《議案第3号 非農地判断に対する意見について》

○ 議長（大内繁徳会長職務代理）

次に議案第3号 非農地判断に対する意見について議題といたします。入間川昭一代表委員説明をお願いいたします。

○ 4班代表委員（入間川昭一委員）

議案第3号非農地判断に対する意見について、このことについて、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断を行うため、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付21経営第4530号・21農振第1598号農

林水産省経営局長・農振振興局長通知) 第4の規定により、農業委員会の意見を求めるため提案する。令和8年1月29日提出。

番号1、大字・字・地番、小塚原字東土手外112番1、地目、登記田、現況山林原野、登記面積1,137㎡、所有者住所・氏名は議案書のとおり、備考、遊休農地調査において現地確認したところ、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると認められると判断された。

なお、備考欄についての説明は1番から8番まで同じですので割愛させていただきます。

番号2、大字・字・地番、小塚原字東土手外115番1、地目、登記田、現況山林原野、登記面積640㎡、所有者住所・氏名は議案書のとおり

番号3、大字・字・地番、小塚原字東土手外119番1、地目、登記田、現況山林原野、登記面積468㎡、所有者住所・氏名は議案書のとおり

番号4、大字・字・地番、小塚原字東土手外121番1、地目、登記田、現況山林原野、登記面積332㎡、所有者住所・氏名は議案書のとおり

番号5、大字・字・地番、小塚原字東土手外122番1、地目、登記田、現況山林原野、登記面積310㎡、所有者住所・氏名は議案書のとおり

番号6、大字・字・地番、小塚原字西土手外128番、地目、登記田、現況山林原野、登記面積1,953㎡、所有者住所・氏名は議案書のとおり

番号7、大字・字・地番、下増田字北原東511番11、及び511番15、地目、2筆とも登記田、現況山林原野、登記面積390㎡及び403㎡計793㎡、所有者住所・氏名は議案書のとおり

番号8、大字・字・地番、下増田字北原東511番70、及び511番78、地目、2筆とも登記田、現況山林原野、登記面積121㎡及び89㎡計210㎡、所有者住所・氏名は議案書のとおり。

議案第3号については、昨年8月に実施した農地パトロールにおいて、担当地区毎に対象農地を確認したところ、山林原野となっており、農地への復元は、著しく不可能であるため、非農地判断はやむを得ないと思われまます。なお、この状態は、数年前からの農地パトロール時と同じ状況となっているものです。以上です。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の長田満委員に意見等について、お話ししていただきたいと思ひます。

○ 農地利用最適化推進委員（長田満推進委員）

議案第3号については、昨年8月に実施した農地パトロールにおいて、対象農地を確認したところ山林原野となっており、農地への復元は困難であるため、非農地判断はやむを得ないと判断いたします。以上です。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理）

ありがとうございました。ただいま議案第3号について両委員から説明、意見等をいただきました。この案件について質問はありませんか。

前回12月に同様な案件を審議いただきましたが、今回漏れのあった所について追

加で審議いただくものです。地元委員の松浦岩男委員何かございませんか。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

名取市斎場の脇の増田川の堤防について整備されましたが、上りの階段はありますが下りの階段が無くトラクターなど機械が入っていけない状況です。何故、国・県で入っていけるように整備しなかったのか疑問であり、それゆえこのような結果になってしまったと思います。

所有者から税金を払ってもらっただけの農地になっています。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理）

ありがとうございます。いま松浦委員から現状という事で説明がありましたが、非農地判断については致し方ないという感じがいたします。はい、事務局からも説明。

○ 事務局（仙石事務局長）

前回と併せて、今回意見を求めているところでありますが、通常、優良農地、優良農地の中のものは非農地判断が難しいですが、今回の河川堤防の構築に係る状況で農地が河川区域に残されてしまった土地、名取川、増田川に耕作できなくなった農地はなかなか復元することが難しく、また、境界確定も難しい状況になっています。そのような場合は国、農水省の判断としても積極的に農地から外し整理していくこととする通達も出されています。

一団の土地で利用していく農地は非農地の判断は難しいですが、このような例の農地は進めるべきと考えているところです。

○ 議長（大内繁徳会長職務代理）

只今、事務局から説明がありましたが、皆さんから何かございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大内繁徳会長職務代理）

「なし」との声がありましたので採決に移りたいと思います。議案第3号について原案の通り決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（大内繁徳会長職務代理）

挙手全員でありますので、議案第3号は原案の通り決定といたします。

議案第3号について審議終了となります。私はこれで議長を降り引地長一会長に着席願いたいと思います。宜しく申し上げます。

〔引地長一会長入室〕

《議案第4号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは議長が変わりまして議事に入ります。次に議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見決定について。申請者より、下記のとおり名取市地域計画変更の申出があったので意見を求める。令和8年1月29日提出。

番号1、大字・字・地番。本郷字町田116番1、117番1、118番1。地目は全て登記・現況ともに畑。登記面積772㎡、390㎡、792㎡計1,954㎡申請人住所・氏名は議案書の通りです。開発許可は否。地域計画の変更目的、駐車場（令和8年1月、農地法第5条による許可。）以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま事務局から説明がなされました。質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので採決いたします。議案第4号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第4号は原案の通り決定といたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地法第4条の規定による届出について》

《報告事項（3）農地法第4条の規定による届出の取下げについて》

《報告事項（4）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（5）農地使用貸借権解約について》

○ 議長（引地長一会長）

次に報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について、（2）農地法第4条の規定による届出について、（3）農地法第4条の規定による届出の取下げについて、（4）農地賃貸借権解約について（5）農地使用貸借権解約について議題といたします。

す。事務局、説明をお願いいたします。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

別紙議案書により報告事項（１）から（５）について説明を行い、通知及び報告等
を受理した旨を説明した。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありました。

報告事項（１）から報告事項（５）については承認といたします。

《その他》

○ 議長（引地長一会長）

その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（仙石事務局長）

〔２月の農業委員会行事日程について説明した。〕

〔１月の農家相談内容について報告した。〕

〔新規就農者との懇談会結果について松浦朋子委員から報告した。〕

○ 議長（引地長一会長）

よろしいですか。その他ありませんか。

ないようですので、これをもちまして第２１回農業委員会総会の一切を終了といた
します。事務局お願いします。

【閉 会】

午後３時３５分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和8年1月29日

名取市農業委員会
議 長

引地 長一

署名委員10番

相澤 智美

署名委員2番

入間川 康弘